

◎中学校完全給食実施に向けた検討状況について

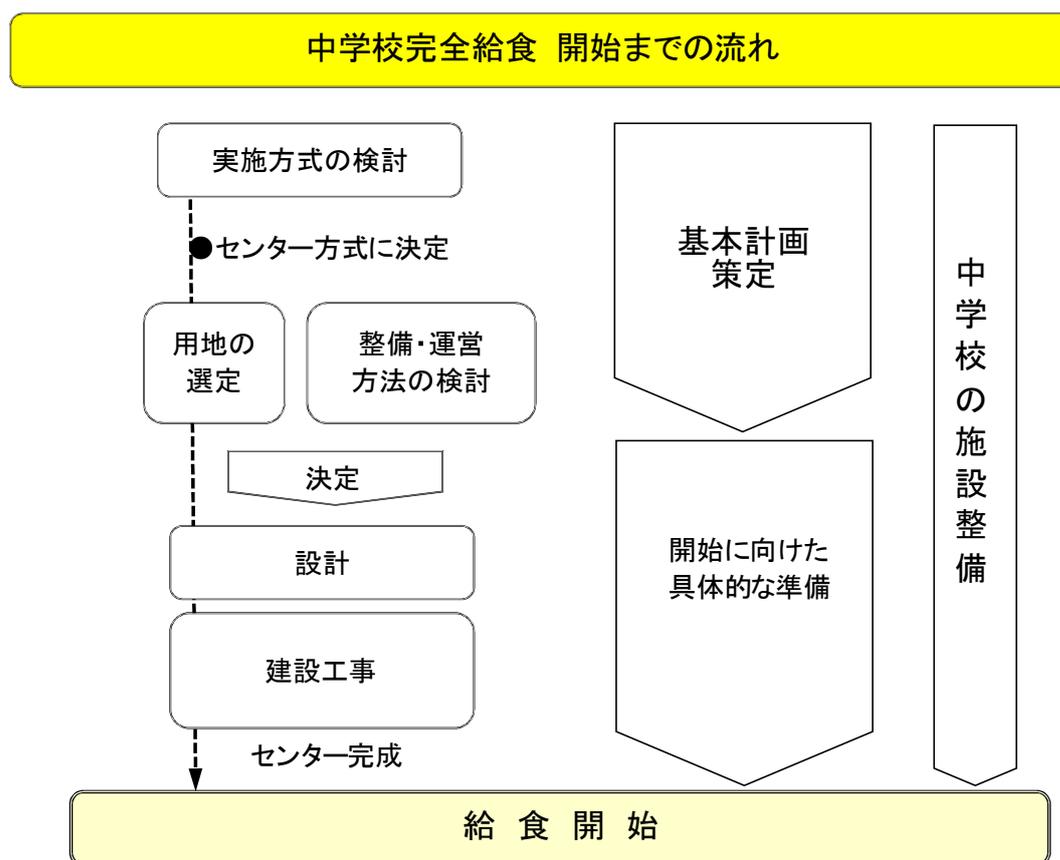
1 検討組織等における検討経過

開催日	会議名称
平成 29 年 4 月 21 日	教育委員会 4 月定例会 ・検討状況の報告（各組織等の意見等）
平成 29 年 4 月 27 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会
平成 29 年 5 月 19 日	教育委員会 5 月定例会 ・検討状況の報告（各組織等の意見等）
平成 29 年 5 月 23 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会
平成 29 年 6 月 12 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会
平成 29 年 6 月 13 日	中学校完全給食推進本部【第 1 回】 ・検討状況の報告（特別委員会の内容等）
平成 29 年 6 月 30 日	教育委員会 6 月定例会 ・実施方式の事務局案（「センター方式（センターを 1 カ所整備）」）を報告
平成 29 年 7 月 4 日	中学校完全給食推進本部【第 2 回】 ・実施方式の事務局案を報告
平成 29 年 7 月 7 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会 ・実施方式の事務局案を報告
平成 29 年 7 月 18 日	総合教育会議 ・市長と教育委員が協議し、「センター方式（センターを 1 カ所整備）」で方向性が一致
平成 29 年 7 月 20 日	中学校完全給食推進本部【第 3 回】 ・総合教育会議の報告
平成 29 年 7 月 21 日	教育委員会 7 月定例会 ・実施方式を「センター方式（センターを 1 カ所整備）」とすることを決定
平成 29 年 8 月 21 日	中学校完全給食推進本部【第 4 回】 ・検討状況の報告（用地の検討等）
平成 29 年 8 月 25 日	教育委員会 8 月定例会 ・検討状況の報告（用地の検討等）
平成 29 年 9 月 12 日	中学校完全給食推進本部【第 5 回】 ・検討状況の報告（用地案・事業手法等）

平成 29 年 9 月 15 日	教育委員会 9 月定例会 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会としての用地案を旧平作小学校とし、その確保について市長に依頼することを決定 ・検討状況の報告（事業手法等）
平成 29 年 9 月 29 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会としての用地案を報告

2 今後のスケジュール

引き続き、給食センターの整備に係る検討を進めることに加え、開始に向けた具体的な準備として、日課の編成、給食指導、食育の取り組みなど学校運営に関する課題等について協議を行う。



*平成 28 年度の調査では、平成 31～32 年度に設計、平成 32～33 年度に建設を行い、平成 33 年 8 月に開業するスケジュールが想定されている。
(DB、DBO、PFI 方式によるスケジュール案)

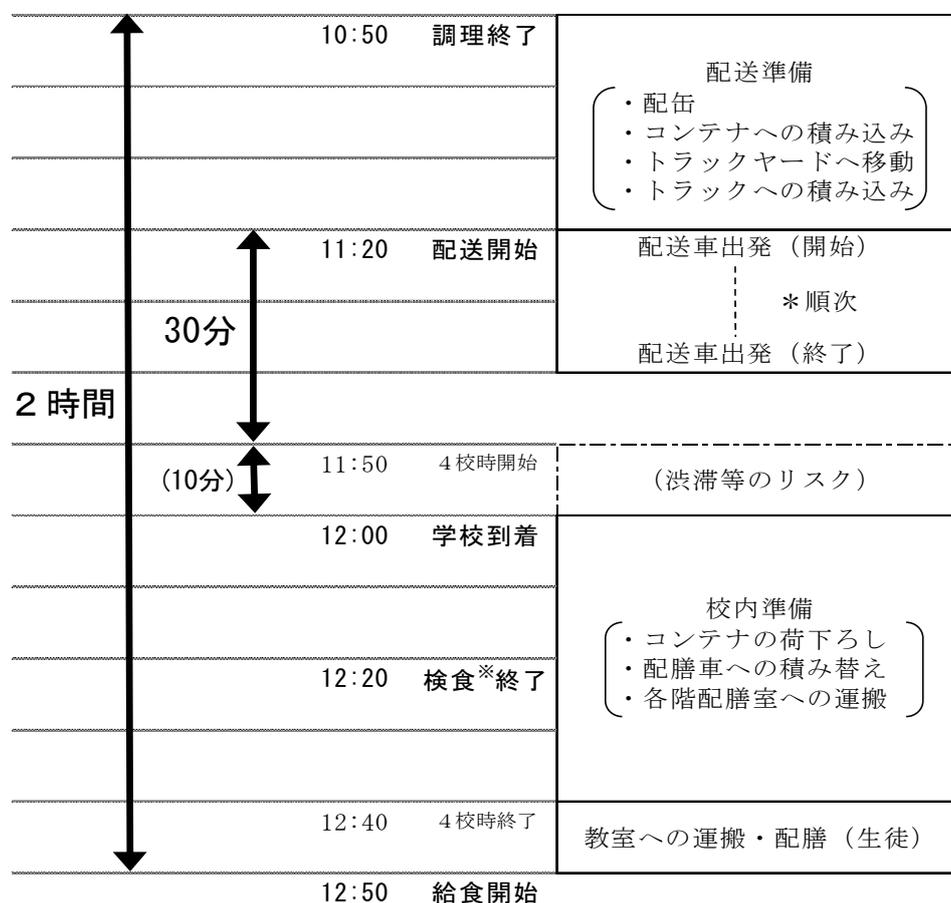
3 検討事項（現在の検討状況）

（1）用地

他の利用計画等、配送所要時間、開始時期への影響、立地環境の観点から検討を行い、市有地である旧平作小学校が給食センター用地の適地であると判断し、平成 29 年 9 月定例会において、同地を教育委員会としての用地案とした。今後は、市長、副市長や関係部長等により、市政の基本方針及び重要施策について審議するために設置される企画調整会議において、市として、給食センター用地を正式に決定することを目指している。

【参考】

調理終了から給食開始までの流れ（想定） * 用地選定の検討に使用



※検食

当日の給食については、学校給食調理場及び共同調理場の受配校において、あらかじめ責任者を定めて検食を行うこととされており、児童生徒の給食開始時間の 30 分前までに行い、異常があった場合には、給食を中止するとともに、共同調理場の受配校においては、速やかに共同調理場に連絡しなければならない。

(2) 事業手法

給食センターの整備にあたっては、平成 29 年 4 月に定められた「横須賀市 PPP/PFI 手法の導入に関する優先的検討方針」に基づいて、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用について検討を進める。

現在、同方針に沿った検討を行い、BTO (PFI) と DBO の 2 つの事業手法について、PFI 等導入可能性調査を委託により実施しており、その結果を踏まえた上で事業手法を決定する。

■ PPP

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。正式名称は、Public Private Partnership (パブリック プライベート パートナーシップ) という。

■ PFI

民間の資金と経営能力・技術力 (ノウハウ) を活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理・運営を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスを図るという考え方。正式名称は、Private Finance Initiative (プライベート ファイナンス イニシアティブ) という。

■ BTO (建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate)

民間事業者が施設等を建設し、施設等完成直後に公共へ所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う事業方式

■ DBO (設計 Design-建設 Build-運営等 Operate)

民間事業者が設計、建設、維持管理・運営を一体的に行う事業方式

(3) 基本計画

(2)に記載した BTO (PFI) または DBO の事業手法で整備する場合においても、市が基本理念や事業の基本的な枠組み(食数規模、事業期間、必ず附帯する施設・設備、食器・食缶の種類、衛生管理基準の遵守など)、設計・建設、開業準備、維持管理運営に求める水準を示した上で、民間事業者の知識や経験等を活用した提案を募集することになる。

そのため、施設整備にあたっての基本理念や基本的な枠組みなどについて検討し、基本計画として定める。

まず、基本計画に必要となる項目について整理し、項目ごとに学校関係者や関係団体、市の関係部局等との協議を行い、平成 29 年度中に案を策定し、各検討組織等への意見聴取を行うスケジュールを想定している。

(4) 昇降機

センターから配送される食器や食缶等を各階に運搬するため、昇降機の設置が求められるが、昇降機にはエレベーターと小荷物専用昇降機があり、運用面・費用面で異なる。現在、整備内容について庁内で検討を行っている。